

契約締結前のご説明（事前説明書）

株式会社 MFS

本書面は、「INVASE媒介（ローン紹介）サービス利用規約」に係る契約内容について、契約締結前にご理解いただくために、法令に基づき交付されるものです。

第1条「INVASE媒介（ローン紹介）サービス利用規約」に関する事項

1. サービス提供者に係る事項

①株式会社MFS（登録番号：東京都知事(2)第31690号）（以下「当社」といいます。）

②住所：東京都千代田区大手町一丁目6番1号

2. 媒介（ローン紹介）手数料の計算方法、金額

新規の借り入れの場合：住宅ローン、不動産担保ローン、その他借入商品に係る融資承認金額（元本）の1パーセントに相当する金額（税別。ただし、下限を450,000円（税別）とする。）

3. （1）媒介（ローン紹介）手数料の支払方式、（2）支払時期、（3）賠償額の予定等

（1）：媒介（ローン紹介）手数料全額の一括払い（口座振込又はクレジットカード払いによる。）

（2）：媒介（ローン紹介）サービス完了後、当社の指定する日まで

（3）：年14.6%で計算された遅延損害金

4. 当社が契約する指定紛争解決機関

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

第2条住宅ローン、不動産担保ローン、その他借入商品契約に関する事項

借り入れサービスの対象となる住宅ローン、不動産担保ローン、その他借入商品に係る契約の内容は、以下のとおりです。

①貸付けの金額：10億円以下で各金融機関が定める金額

②貸付けの利率：10%以下で各金融機関が定める率

③返済方式：元利均等型、元本均等型又は毎月利払・元金一括返済方式

④返済期間、返済回数：50年以下又は初回利払い日から債務者死亡時までの期間、600回以下又は未確定

⑤賠償額の予定：20%以下の割合で計算された遅延損害金

⑥各回の返済期日：各金融機関所定の返済期日

⑦返済金額の設定の方式：各金融機関所定の方式

⑧期限前返済の可否：可能

⑨期限の利益の喪失事項：各金融機関所定の事項

2022年10月12日 制定・施行

2023年9月1日 改訂

2024年4月1日 改訂

2024年7月30日 改訂

2024年8月6日 改訂

2026年7月1日 改訂

株式会社MFS